

## ◇ 第3号議案 定款の変更について ◇

当協議会は、国の公益法人制度の改革を受けて、公益社団法人化を目指すこととしていることから、それに必要な定款の変更議案を提案します。当協議会が「公益社団法人」を選択する理由は、前号（会報123号）に掲載したとおり、公益社団法人となることが、

- ① 協議会設立の趣旨と会員の利益につながり、
  - ② 認定基準を満たすことが可能であり、
  - ③ 事務処理の煩雑さ等は事務局の努力で克服可能、
- と考えていることからです。

### 1 定款の変更内容

#### (1) 団体名称の変更

名称に「公益」を追加し、**公益社団法人神奈川県環境保全協議会**とする。

#### (2) 制度改革に伴い国等が示した留意事項やガイドラインに沿った変更

ア 総会の権限を明示

イ 役員を選任及び職務・権限を厳格に規定

ウ 総会及び理事会における可決要件の変更

エ 書面決議の方法として電磁的方法を追加

オ 役員報酬規程及び損害賠償免除規程を新設

カ 事業計画及び収支予算を総会の承認事項から報告事項に変更

キ 事務局規定並びに情報公開及び個人情報の保護規程の新設

ク 附則に、本定款を公益法人の設立の登記の日から施行する旨及び最初の代表理事を規定

#### (3) 現状の活動内容に沿った変更

公害防止や廃棄物の適正処理に加えて、3R、省エネ、地球環境保全など環境問題全般に取り組んでいる現状にあわせて、会の目的及び事業内容を規定した条文を変更するほか、事業遂行に必要な変更を行う。

### 2 今後のスケジュール

平成24年5月30日：定期総会にて定款変更の決議（3/4以上の賛成を要す）

平成24年度秋頃までに：公益社団法人への認可申請

平成25年4月1日：公益社団法人の登記、発足

### 参考：公益社団法人の特徴

事業目的	公益目的事業を主たる目的とする
行政庁の監督	都道府県知事の監督を受ける。毎年、事業報告、予算書、決算書の提出義務あり
情報の公開	誰にでも閲覧させる
社員の資格	社員資格を不当に制限することができないし、議決権も不当に制限できない
実施費用の制限	公益目的事業の費用が全ての費用の50%以上であること
法人税制	収益事業のみに課税
寄附金制度	特定公益増進法人として優遇